

ソコソコ元気で、動けるからこそ 生活保護活用を！

死んでしまえば、元も子もありませんから・・・

「まだ、手足が動く人間に勧めるとは、どういふことや」と・・・

「わしや、まだ、手も足も動く。そんな人間に生活保護を勧めるなんてどういふことや」と、先日、怒られました。

しかし、手足が動かない人、ようするに死んでいる人に、生活保護を勧めても、何の意味もありません。

「高齢者就労(特掃)にいたり、アルミ缶集めができなくなるほど、手や足が動かなくなった人に勧める。まだ、動ける内は、ほっといてくれ」ということかも知れません。

どういふ状況になったら、生活保護を受けようと思っているか、あるいは、生活保護活用以外に、今後の生活について、どういふ見通しを持っているか、人それぞれだと思えます。

人それぞれなのに、夜間学校ニュースは、人それぞれに合わせた内容でなく、一般的な生活保護制度の活用が書かれています。

それで、「わしや、いらん言うてるやろ、しつこい。顔、覚えたらどうや」と、怒られるのも、無理ないこととです。

無理強いしてるつもりはないのですが、「何度も

いらん、言うてるのに、また、ワシに配ろうとする。ワシのことを馬鹿にしてるんか、一人の人間として識別してないのか」と言われると、スイマセンと謝るしかありません。

一回ニュースを配ると、10人前後の人から、「いらんと、受け取りを断られます。

なかなか、顔が覚えきれないので、随分他にも、不快な思いをさせている人もいます。また、「さつき、もろうたがな」という人もいます。顔を覚えきれないので。

人はそれぞれ、唯一者です。世の中に只一人、他と違った個人です。ですから、個人として、識別され、対応されていないと感じると、怒ります。

当然のことです。その当然なことに対応できない側(私)に、非があります。

ただ、人それぞれ、中には生活保護活用についての情報が必要な人もいます。また、人が求めるものは変わります。昨日いらなかった情報が、今日は必要ということも・・・。個人識別に努めますが、行き届かない事、今後もあるかと思えます。お許しを！

# あらためて、生活保護制度とは・・・

年齢	生活扶助基準			住宅扶助額 上限(上限内 で実費支給)	1ヶ月扶助 額(単身世 帯で家賃上 限額の例)
	1類(年齢で 決まります)	2類(世帯の人 数で決まりま す。この場合 は1人世帯)	生活扶助 合計額(1 類と2類の 合計)		
20～40歳	40,270円	43,430円	83,700円	42,000円	125,700円
41～59歳	38,180円		81,610円		123,610円
60～69歳	36,100円		79,530円		121,530円
70歳以上	32,340円		75,770円		117,770円

生活保護制度とは、厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費と比較して、収入が最低生活費に満たない場合(たとえば、62歳であれば、月額121,530円に満たない場合、56歳であれば、月額123,610円に満たない場合、)に、申請により生活費を足して

もらえる制度です。住民票のある場所でなく、現在いる場所の役所が窓口になります。夜間宿所利用者やセンター周りで野宿している人は、大阪市立更生相談所(市更相)が窓口となります。

## 1. 制度の趣旨 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/seikatsuhogo.html> (厚生労働省 ホームページより)

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

## 3. 生活保護を受けるための要件及び生活保護の内容

### (1) 保護の要件等

生活保護は世帯単位で行い、世帯員全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提でありまた、扶養義務者の扶養は、生活保護法による保護に優先します。

#### [1] 資産の活用とは

預貯金、生活に利用されていない土地・家屋等があれば売却等し生活費に充ててください。(補注：ただし、すぐ買い手があられないなど、売れるのを待っている間、生活に困る場合は別です。)

#### [2] 能力の活用とは

働くことが可能な方は、その能力に応じて働いてください。(補注：現に働いていても、厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費に満たない収入しか得られない人は、基準額との差額を補ってもらえます。失業している人は、まず生活保護を受けて、職探しの努力をしてくださいという意味です。)

#### [3] あらゆるものの活用とは

年金や手当など他の制度で給付を受けることができる場合は、まずそれらを活用してください。(補注：年金の受給資格のある人は、受給手続きをしてくださいということ。年金が月額にして3万円とか6万円、あるいは9万円であれば、厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費との差額を補ってもらえます。)

#### [4] 扶養義務者の扶養とは

親族等から援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。(補注：長く付き合いがない、援助してもらおうと共倒れになるなどの事情もあると思います。あくまでも相手に余裕があって「援助を受けられる場合」です。)

(今、アパート・マンション等で生活していない人は、手続きが済む間(2週間程度)、施設で待つこととなります。その間に、住むアパート・マンション等を探すこととなります。)